

## 船舶事故調査報告書

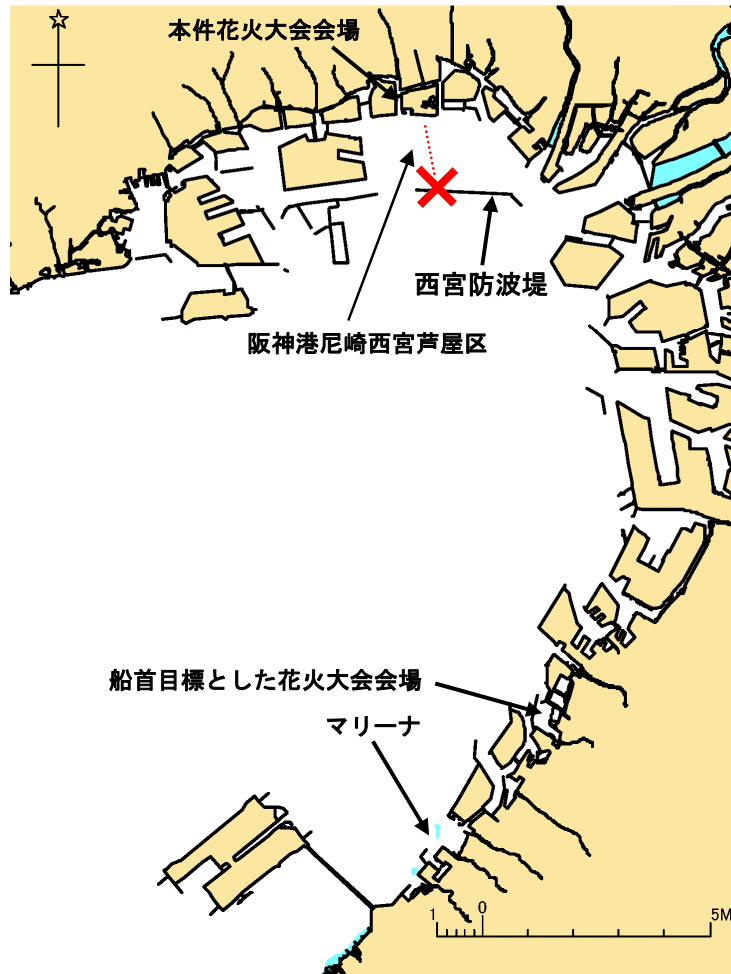
平成28年6月9日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

|   |   |
|---|---|
| 事故種類  | 衝突（防波堤）   |
| 発生日時  | 平成27年7月25日 20時46分ごろ   |
| 発生場所  | 阪神港尼崎西宮芦屋区<br>西宮防波堤西灯台から真方位092°650m付近<br>（概位 北緯34°40.7′ 東経135°19.2′）  |
| 事故の概要   | プレジャーボートWOOD BELLは、南進中、西宮防波堤に衝突した。<br>WOOD BELL は、操縦者及び同乗者8人が負傷し、沈没した。<br>西宮防波堤は、コンクリート部に擦過傷を生じた。                           |
| 事故調査の経過   | 平成27年7月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | プレジャーボート WOOD BELL、8.5トン<br>235-37039大阪、株式会社ウッドベル<br>9.68m (Lr) × 3.74m × 2.02m、FRP<br>ディーゼル機関2基、397.18kW（合計）、平成8年1月        |
| 乗組員等に関する情報  | 操縦者 男性 49歳<br>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 平成21年6月19日<br>平成26年6月18日をもって失効していた。<br>同乗者A 男性 43歳<br>同乗者B 女性 40歳             |
| 死傷者等  | 重傷 2人（同乗者A、同乗者B）、軽傷 7人（操縦者、同乗者6人）   |
| 損傷  | 本船：全損（沈没）<br>防波堤：コンクリート部に擦過傷  |
| 気象・海象   | 気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好<br>海象：潮汐 上げ潮の初期<br>月出時刻：13時13分、月齢 9.5  |
| 事故の経過   | 本船は、操縦者が1人で乗り組み、同乗者A及び同乗者Bほか知人6人（大人5人、子供1人）を乗せ、兵庫県芦屋市で行われた花火大会（以下「本件花火大会」という。）の観覧を終え、付近で漂泊していたプレジャーボートが帰航し、周囲に船舶がいなくなったのを見計 |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p>らって帰航を始めた。</p> <p>操縦者は、レーダーを作動させ、GPSプロッターの操作方法を知っていた同乗者に大阪府泉佐野市のマリーナまでの針路線を画面に表示してもらい、同マリーナ付近を拡大させた状態で航行した。</p> <p>操縦者は、大阪府岸和田市付近で花火が打ち上がっていたので、同花火を船首目標とすれば、マリーナの近くに到着できるものと考え、約10ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で、手動操舵により南進した。</p> <p>操縦者は、同乗者Aが、船首で甲板上に腰を下ろして前方を向き、また、同乗者Bが、操縦席左側のキャビン入口の通路に立ち、それぞれ花火を見ている様子を認めていた。</p> <p>本船は、操縦者が、しばらく航行したのち、速力を約13knに上げ、操縦席の椅子に腰を掛け、花火を見ながら操船中、平成27年7月25日20時46分ごろ、船首部が西宮防波堤に衝突した。</p> <p>衝突の衝撃で、同乗者Aは、船首のハンドレールに激突し、同乗者Bは、キャビンの中に飛ばされた。</p> <p>操縦者及び同乗者全員は、西宮防波堤上の釣り人に係留索を取ってもらい、西宮防波堤に上がり、釣り人の118番通報により来援した巡視艇で岸壁に運ばれ、救急車で病院に搬送された。</p> <p>同乗者Aは胸椎骨折、後腹膜出血を、同乗者Bは左手足打撲、頸椎捻挫と診断され、それぞれ約1週間入院し、操縦者ほか同乗者6人が軽傷を負った。</p> <p>本船は、沈没し、後日引き上げられたが廃船処理された。<br/>(付図1 事故発生経過概略図、付図2 事故発生経過概略図(拡大)、写真1 西宮防波堤の損傷状況 参照)</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.0mであった。</p> <p>操縦者は、仕事の合間に魚釣りを行っていたが、夜間の航海及び阪神港尼崎西宮芦屋区を航行するのは初めてだった。</p> <p>操縦者は、往航時、西宮防波堤の西方にある神戸港第7防波堤に接近して航行し、西宮防波堤に気付かず本件花火大会の南方水域に来ており、同水域の南方沖に東西約4.4kmにわたって築造されている西宮防波堤の存在を知らなかった。</p> <p>操縦者は、出港前に、海図やヨット・モーターボート用参考図(一般財団法人日本水路協会発行)を見ていなかった。</p> <p>操縦者は、本事故の約半年前に本船を購入したが、レーダーの調整を一度も行ったことがなく、本事故当日の航行中にレーダーの映像を見ていなかった。</p> <p>本件花火大会の主催者は、ホームページに花火打ち上げ場所、航泊禁止区域、警戒船の配置状況などを示した「会場案内図」を掲載し、海上から見物する船舶に対して次の事項を周知していた。</p>   |

|   |   |
|---|---|
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場周辺の海上域は航泊禁止区域です。</li> <li>・船舶での花火観覧はご遠慮下さい。</li> </ul> <p>西宮防波堤西端付近には、灯質が赤色光毎3秒1閃光で、光達距離が7海里の西宮防波堤西灯台がある。</p> <p>操縦者は、右舷船首方にある西宮防波堤西灯台の灯色が分からなかった。</p>  |
| <b>分析</b><br>乗組員等の関与<br>船体・機関等の関与<br>気象・海象等の関与<br>判明した事項の解析 | あり<br>なし<br>なし<br><p>本船は、阪神港尼崎西宮芦屋区において、本件花火大会の観覧を終えて帰航のため南進中、操縦者が、西宮防波堤の存在を知らなかったことから、船首目標とした花火を見ていて西宮防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、阪神港尼崎西宮芦屋区を航行するのは初めてであったこと、及び往航時に西宮防波堤の西方にある神戸港第7防波堤に接近して航行し、西宮防波堤に気付かなかったことから、西宮防波堤の存在を知らなかったものと考えられる。</p> <p>操縦者は、夜間航海が初めてであったことから、西宮防波堤西灯台の灯質を理解できなかった可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、本船の操縦を行ってはいなかった。</p> |
| <b>原因</b>   | <p>本事故は、夜間、本船が、阪神港尼崎西宮芦屋区において、本件花火大会の観覧を終えて帰航のため南進中、操縦者が、西宮防波堤の存在を知らなかったため、船首目標とした花火を見ていて西宮防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>   |
| <b>参考</b>   | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行予定海域の水路調査を十分に行うこと。</li> <li>・夜間の航海は、防波堤などの視認が困難な場合があるので、レーダーを使用するなど、そのときの状況に適したあらゆる手段で見張りを行うこと。</li> <li>・夜間、港内を航行する際は、GPSプロッターを有効利用して船位の確認を行うこと。</li> </ul>  |

付図1 事故発生経過概略図



付図2 事故発生経過概略図（拡大）

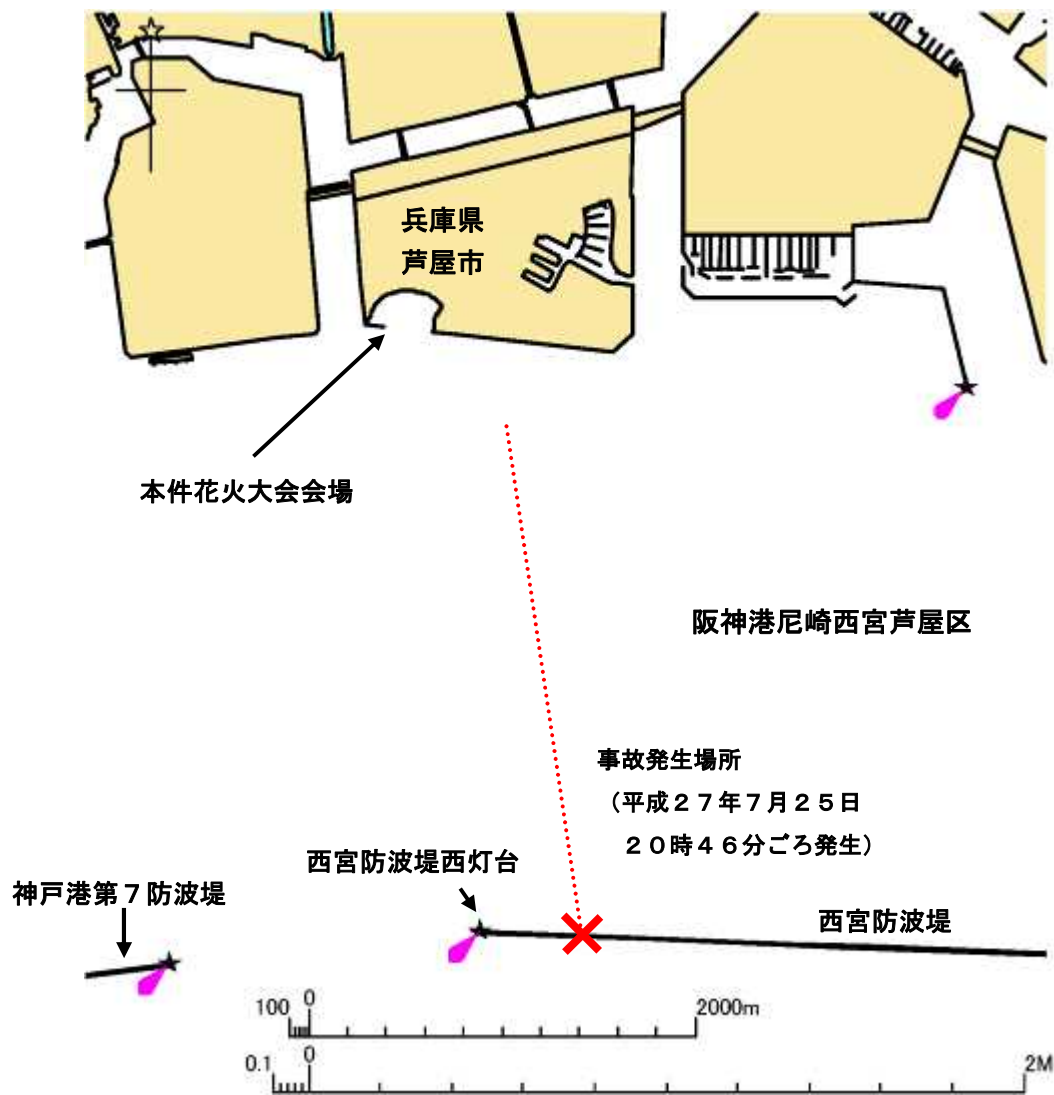


写真1 西宮防波堤の損傷状況

